

書評

秋葉悦子 『人格主義生命倫理学―死にゆく者、生まれてくる者、

医職の尊厳の尊重に向けて―』創文社、二〇一四年

佐藤紀子

本著は、人格主義生命倫理学を牽引する著者により長崎純心大学で二〇一二年一月一六日から三日間おこなわれた「純心レクチャーズ」の講義をもとに書き下ろされたものである。科学技術の発達にともない生命倫理学そのものが多種混淆、増殖を極める近年、人格主義を戴く生命倫理学となると、またも新手の生命倫理の一学説が誕生したかと訝しく思われるかもしれない。人格主義生命倫理学がヴァチカン主導により構築されたことをかんながみ、カトリック世界にのみ適う特殊な生命倫理であるともみなされるかもしれない。しかしながら、副題の「死にゆく者、生まれてくる者、医職の尊厳の尊重に向けて」に収斂されるとおり、本著の焦点は、死にゆく時や生まれてくる時の間際の生命の弱さに対する倫理と、その間際をどこまでも命として見守る医師の本来性の探究にもとづく倫理にあてられる。

―苦しみのさなかにふと頭をよぎる、死んでもいい、生まれてこなければよかったという想いと、死んでもよい命も、生まれてこなければよい命もどこにもないという想いは、だれもが感じるものではなからうか。こうした

生死の間際の弱さへのまなざしに貫かれた本著は、人格主義生命倫理学が生命倫理学の単なる一変奏なのでもなく、ヴァチカンによる上意下達の学説でもなく、世俗的生命倫理学に対する信仰的生命倫理学に区別されるべきものでもなく、人類が共通に育んできた弱さへの共感と、弱さを含めた人間の統一性・唯一性（インテグリティ）の尊重に依拠することを明らかにする。

著者は上智大学法学部で刑法学を学んだ。一九八八年に執筆した修士論文で自殺関与罪・同意殺人罪を取り上げ、刑法学のなかでも生命倫理にかかわる研究をすでにおこなっている。当時、合衆国を中心にした自己決定権を最高原理とした生命倫理学が日本に流入し、主流になっていくなか、著者はこれと決別する決定的な出会いを果たす。一九九五年三月二五日のヨハネ・パウロ二世の回勅「生命の福音」である。生命倫理学が個々人の自己決定権に依拠したのに対し、「生命の福音」は人間の尊厳こそが最高原理であることを明言し、人間の尊厳が個人の自由裁量のみならず、世論、経済状況、政治的権勢力、科学技術によって左右されないことを示した。この出会いが著者を人格主義生命倫理学の研究へと導く。ローマ教皇庁グレゴリアン大学、ローマ聖心カトリック大学医学部生命倫理研究所など、カトリック生命倫理学における在外研究を重ねるとともに、アンジェロ・セラ博士を筆頭に人格主義生命倫理学の大家の教授をうけた。

現在は、富山大学に教鞭をとられながら、数多くの国際会議に招聘され、人格主義生命倫理学を国内外で牽引する。人格主義生命倫理を学ぶための第一級の文献の訳著者として知られ、『ヴァチカン・アカデミーの生命倫理―ヒト胚の尊厳をめぐる』(知泉書館、二〇〇五年)や『人格主義生命倫理学総論』(知泉書館、二〇一五年)もまた、日本国内に人格主義生命倫理の国際的な動向を伝えるとともに、生命倫理学の本質的な議論を照らして

いる。こうした著者による専門書のなかで、本著は講演からの書き下ろしであることから、選び抜かれた論点が端的なことばで語られており、生命倫理の初心者にも、カトリック教会が長く育んできた生命の思想の初心者にも、現在論じられている生命倫理の議論を人格主義に即して再考すれば、なにが問題なのかが見えてくる。

第一部「終末期医療をめぐる人格主義生命倫理学の展開―医学倫理に立脚した法形成への取り組み―」では、ナチスドイツ時代の人体実験の苦い経験から国際社会が学びとった優生思想に対する深い反省と、北米を中心にした自己決定権の議論から生じる生命倫理上の問題が取り上げられ、人格主義生命倫理学のルーツや歴史的経緯が論じられる。第二部「ヒト胚研究をめぐる人格主義生命倫理学の展開―医学倫理から生物医学研究倫理（生命倫理）、そして生物医学研究法（生命法）へ―」では、現代社会が抱えるもつともアクチュアルな生命倫理上の問題であるヒト胚研究において人格主義生命倫理学が果たす役割が論じられる。著者の視点にぶれはなく、前述したとおり弱さへの共感と弱さを含めた人間の統一性への尊重が貫かれる。著者は冒頭ではっきりと、人格主義生命倫理とは弱者と連帯して共通善を追求する生き方とし、「弱者を切り捨てることなく、あるいは弱肉強食の物理法則に従うことなく、かえって強者が弱者に奉仕し、犠牲になる倫理法則に従うことを求め、さらにそれを正義の法則にまで高めようとする」（三頁）ことだとのべ、優生思想や慈悲殺はもとより、自己決定権にのみ依拠した安楽死、生殖補助医療や再生医療を理由にしたヒト胚への人為的介入や使用、身体の資源化など、人間の質に差をもうけ、その差によって医学の発展や一部の人間の利益のために人格とみなされない人間を作り上げ、利用し、犠牲にすることを許さない。

弱者排斥を正当化する根拠に人格概念を使用させないという本著の強力なメッセージは、人格主義生命倫理学

が根拠とする人格概念から発せられる。人格主義は人格概念を自律的生命と生物学的生命とにわけることなく、両者が合一した人間で「ある」ことに人格の尊厳をみる。こうした人格の実存的・存在論的見方は、生命の質を認めるいわゆるパーソン論と対立する。パーソン論によれば、理性的で自意識のある人間は人格として認められ、その条件を満たさない胎児、新生児、重篤な精神障がい者、永続的な植物状態の患者などは人間であつても人格としては認められない。自律的生命は人格であり、生物学的生命は人格ではないのである。パーソン論のように人格に区別をもうける立場は、両者の別なく無条件に生命で「ある」ことに人格の尊重をみる人格主義生命倫理学に立脚すれば、生命の質にこだわり、絶対化し、それによって人間を分断する脅威となる。

くわえて、この分断は法によってさらに強固なものとなる。分断が合法化されると弱者の生存は危機に曝される。強者が弱者を利用し、犠牲にすることを容易にするからだ。ゆえに、著者は法という問題に立ち入る。人間を物理法則ではなく倫理法則の下におき、これを正義の法則として高めるといふ本著冒頭の主張を換言すれば、人間をモノとしてではなく、人格としてその尊厳を尊重すること、そしてさらに踏み込んで、人格の尊厳を最高原理として法の理念に据えるということである。著者はこの二点について、一日目のレクチャーの締めくくりにいま人格主義生命倫理学が促進されるべき二つの方向性として、人格の尊厳原則の内容の実質的な深化と、人格の尊厳原則の法原則への格上げを指摘する（五八頁）。

著者が人格の尊厳原則の深化とその法原則への格上げを指摘する背景には、日本の生命倫理にかかわる諸問題に通底する課題があるように思われる。たとえば、国際社会において、『世界人権宣言』をはじめとして、人間の尊厳の尊重が明文化されているのに対し、日本の憲法にはその規定がなく、しばしば憲法一三条の「個人の尊

重」と混同されるという著者の指摘はこの問題の象徴といえよう。憲法一三条の「個人の尊重」は「公共の福祉に反しない限り」という制約下にあり、無条件に人間の尊厳とその保護を謳ったものではない。欧州諸国における人間の尊厳の明文化は、第二次世界大戦の際、国家規模でおこなわれたナチスの医師たちによる非人道的な人体実験や精神病者の慈悲殺に対して欧州諸国が深く反省し、その結果として結実したものである。「公共の福祉」が人間の尊厳に優越し、公共のために弱い立場にある人の人権が脅かされるとすれば、「個人の尊重」は人間の尊厳への完全なる違反である。同様に、つぎつぎと問題点を挙げていく。日本の安楽死要件の根拠となった論文が、ナチスの慈悲殺を正当化するための根拠として用いられたビンディング・ホッへの共著論文を援用したものであったこと、一九四八年に制定された「優生保護法」が一九九六年まで維持されてきたこと、一九九六年になってようやく新薬の臨床試験における被験者保護のために薬事法に規制が導入されたことなど、日本ではいかに人間の尊厳にもとづく法整備が立ち遅れているかがつまびらかにされる。著者に導かれ、人格主義の視座から日本における人間の尊厳の状況を見返すと、「公共」のために弱者を切り捨てる秘めたる優生思想が根底にあるのではないかと空恐ろしい。

第二部「ヒト胚研究をめぐる人格主義生命倫理学の展開―医学倫理から生物医学研究倫理（生命倫理）、そして生物医学研究法（生命法）へ―」では、今度はヒト胚をめぐる人格の尊厳の問題が先鋭化する。一九九七年、英国でクローン技術により羊のドリーが誕生したのを受け、各国でクローニングの禁止という対応がとられたのも束の間、九八年にはヒトの初期胚から多能性を有するES細胞が樹立されると急展開をみせる。くわえて、体細胞核移植技術によってヒトクローン胚からES細胞を樹立することで、免疫拒絶のない再生医療の計画が明ら

かになると、再生医療への世界的な期待と莫大な市場を前に、クローニングの全面禁止を回避し、ヒト胚の研究利用の機運がいつきに高まった。ES細胞はヒト胚の内部細胞塊から作成されるため、ヒト胚の破壊が前提となる。人は受精時から人格であるとする人格主義生命倫理学は、当然、尊厳をもつヒト胚の破壊をとまらうES細胞の作成そのものに反対する立場をとる。

一方のヒト胚の研究利用の正当化は、パーソン論のひとつとして多様な展開をみせた。代表的なものが前胚(pre-embryo)である。一九七八年に世界初の体外受精児を誕生させたエドワーズ博士の要請で一九八二年に設置されたウォーノック委員会(ヒトの受精と発生学に関する調査委員会)では、「胚は受精後最初の二週間は存在しない」とされ、二週間までの胚は胚ではなく前胚(pre-embryo)とわざわざ名付けられた。前胚には痛みを感受する原始線条がまだ発生していないとされ、これを根拠に実験利用が許可された。ほかにも脳生説や新皮質説など、初期胚の人格を否定する根拠が多様に出されたが、現在では、発生生物学によってヒト胚が生物学的なヒトであることが証明されている。

では日本国内の議論はどうだろうか。著者に導かれ、人格主義の立場から日本のヒト胚をめぐる倫理問題に目を向けると、ES細胞樹立の際のヒト胚の破壊のみならず、ヒト受精胚の供給元として生殖医療の問題に至る。国内におけるヒト胚に関する動向を概観すると、二〇〇〇年の「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」(クローン技術規制法)で特定胚をヒトか動物の体内に移植する行為は禁じたが、特定胚の作成や実験利用の規制は「特定胚の取り扱いに関する指針」にゆだねられた。同年の「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」(科学技術会議生命倫理委員会ヒト胚研究小委員会)では、ヒト胚の地位は「ヒトの生命の萌

芽」と表わされ、その後、この「生命の萌芽」という表現は関連文書の定型となる。ところが、「生命の萌芽」であるはずのヒト胚利用を可能にする指針が出る。二〇〇一年に文科省の「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」において、生殖補助医療における余剰胚をES細胞樹立のために使用することが容認された。「生命の萌芽」であっても、廃棄されるものであるから、使用してもよいというわけである。

ここに著者は厳しい批判の眼を向ける。そもそも日本は生殖補助技術に対する規制や議論がまったく不足している。着床前診断、代理母、非配偶者の卵子を用いた体外受精など生殖技術の濫用に歯止めがかからず、唯一の規制は産婦人科学会の会告頼みの状態だった。本来、生殖医療そのものが余剰胚をなるべく産出しないうえねばならないにも拘らず、それを規制する法律がなく放置されたまま、凍結されたヒト胚は増えていく。くわえて、前述の特定胚にはヒト受精胚が含まれない。となると、事実上、ヒト受精胚に関して規制をうけずに研究利用できることになる。こうした事態は、生殖補助技術において、本来は産出をめざすはずのヒト受精胚がヒト胚研究のための実験道具でもあるという矛盾を生じさせる。この矛盾が産婦人科医にいかなる負担を強いるのか。著者の言によると、「産出のために体外受精技術によって生じさせたヒト胚を、生存の望みがない余剰胚として物扱いすることを許容する法は、ヒト胚の尊厳と生きる権利を侵害するばかりでなく、生まれてくる子どもの安寧を第一義に考える産婦人科医の倫理にも反します。すなわち、生殖補助医療に携わる産婦人科医の職業の尊厳と医師としての良心を侵害します」（一〇五頁）。

著者のことばはiPS細胞を樹立した山中教授のことばと共鳴する。「そのころ、顕微鏡でヒトの受精卵を観察する機会があつて、それでだいぶ考えが変わりました。……受精卵を見たときに、『うちにいる娘たちとこの

受精卵の差はわずかだ』という印象を持ったんです。だから、これを実験に使うことは、できることなら避けたいと感じました」（八二頁）。日常的なことばだが、受精卵が廃棄され、実験され、破壊される現実のなかで発せられたとすれば、きわめて倫理的な瞬間だとも受け取れる。受精卵をモノとして観察する観察者の視点が、受精卵に娘の人格性を投影することで、受精卵を犠牲にすることなくむしろ実験に使いたくない¹¹受精卵に仕えるほうへ転換している。モノとの使用の関係ではなく、使用の関係を越え、開かれた善のかかわりを結ぶことこそ科学者の自律性であり、自由ではなかるうか。

著者はこうした善が優位にある科学の在り方は、ヒポクラテス以来、長く医の伝統として維持されてきたものだとのべ、ヒポクラテスのパースペクティブから外れるとき、何が医療かわからなくなると指摘する（一四八頁）。患者の利益最優先の思想のもとに、病者救済の精神の発露として「科学と良心」にもとづく医療を実践すること。医師は他者のために善を施そうとする慈愛をもち、他者のために専門技術を施すこと。医師は患者の生命の擁護者でありつつ、決して命を奪う者ではないこと。この一貫性は洋の東西問わず、人類の普遍的な思想であろう。「殺さない」、「死すべき命はどこにもない」という伝統的な医の倫理を、カトリック教会が育む人格主義生命倫理学のことばで現代的に語る本著は、科学技術がもたらす様々な問題を指摘するだけでなく、医学や科学が人と人とを分断するものではなく、つなぎ、癒すものであったことを告げ知らせる。